

## 第 10 期大学分科会質保証システム部会の主な意見の概要

## 本部会の役割

- 質保証システム部会では、高等教育全体の質保証を考えるとときの「観点」を示すことがミッションであり、それを議論することが重要である。質保証の基準を示すことは難しく、質保証の水準としてこうでなければならないではなく、この「観点」について考えられなければならないという視点が必要であると考え。大学は自らが目指す教育の方向に向かって3つのポリシーを策定し、教育を実践しているわけであり、一律の基準ではなくて、この「観点」で各大学が何を考えて実践しているのかということが質保証の基盤になっていくのではないかと考える。
- 質保証システムを制度設計に落とし込む過程において、大学の教員のみならず学生にも影響が及ぶということ視野に含めながら制度設計していくことが重要であり、質保証の基準を示すのではなく、観点を示すべきという考え方に賛同する。国が制度として保証すべき質保証システムの定義というか範囲ということも検討できればと考えている。
- 質保証というときに、何の質保証なのかを整理することが必要である。本部会では、基本的には学部のこと、そして教育の質保証という部分を念頭に置かなければならないと考えている。また、オンラインの議論も重要であるが、これは授業の質保証に関連することであり、本部会ではもう少し広い視野で質保証を捉えて議論を進めていくことが必要ではないかと考える。
- 本部会では、質保証システムの全体的な仕組みについて議論することが重要であり、今後の高等教育のグランドデザインというか将来像を視野に入れつつも、質保証システムという軸を中心に議論を進めることが必要である。
- 部会の進め方として、検討プロセスにおいては、できるだけ多くの機会をもって、教育現場の教員や学生さんなどからの意見を幅広く取り入れて合意形成していくことをお願いしたい。
- 現在の質保証のシステムの考え方は、設置基準で最低限のものを定めるという形になっているが、実際の設置審査では、教育研究上の目的と3ポリシーや教育課程の整合性をはじめ、かなり丁寧な審査をしている。一方、大学はその後時間の中で常に変化をしており、認可された範囲だけで動いている訳ではないので、その中で、質保証を具体的にどう行っていくのかという問題もある。全てを個別にやるわけにはいかず、どこかで類型化しながら判断し、それを公的な形で判断を開いていく必要がある。それをこの部会である程度道筋をつける必要がある。

## 1. 検討の視点

- 「質が保証されている大学」には、①3つのポリシー等が教育単位の構成員である個々の教員・職員・学生にしっかりと共有され、また外部に公表されていること、②学生が入学時から目的に沿ったカリキュラムを学ぶように設定されていること、③学内に3つのポリシーに基づいた教育が行われていることを確認するための仕組みが教育組織単位で設けられているとともに、学生を含む質保証点検の会議体が存在すること、④教育課程に関する教員相互のピアレビューが実施されていること、⑤外部から評価を受けるとともに、設置基準、認証評価に関する情報をはじめ、積極的に情報が公表されていること、が必要ではないか。
- 本部会では、質保証のシステム、つまり制度を考えることが前提となるが、その際に質保証の理念や目的というものについて、質保証をめぐる議論についても考えることが重要である。それを組み立てながら、それぞれの大学、教職員レベルまで質保証の考え方を浸透させていくという視点が重要である。
- 質保証に関する法令的な部分と、システムや仕組みの部分と、大学の現場で取り組む部分、それぞれについて認識しながら議論することが必要である。
- 「質が保証されている大学」についてという根本的な部分をまずしっかりと議論することが重要。抽象度が高くなるかもしれないが、最初にこの部分を議論しつつ、個別具体論に入り、また全体の議論に戻って最終的にどう整理できるのかという観点で進めていくのが良いのではないか。
- 1単位45時間の問題をどうするか、校地校舎の面積をどうするのかなど、設置基準で規定されているものに関して、一つ一つ検討をして、時代に合わないものを考え直していくということが必要ではないか。その上で、現行の設置基準にはないが、今後求められるものについて、設置基準に盛り込むのか、認証評価などで見ることとするのか仕分けしていくことが必要。
- Society 5.0 のニューノーマルを見据えた新しい大学像、大学教育の在り方という視点は非常に重要である。
- コロナ禍において例えばオンライン授業が急速に展開された。大切なことはコロナの展開を受けて始まった様々な高等教育を牽引するような取組について、現行の設置基準や認証評価のシステムが足を引っ張ってはならないということ。
- 質保証システムの見直しの議論が、大学が独自性を持っている取組に対して足枷となり、大学の質向上の取組を後退させることを危惧する。21世紀へ向けて大学の質をどう保証するのかという方向で議論を進める必要がある。
- 教育のオンライン化により大学の在り方を大きく問い直す状況になっているが、短期的な視点のみならず長期的な視点で大学の教育研究の質を高めることを考えていくべきではないか。

- 授業レベルや学位プログラムレベルにおいて、対面・ブレンディッド・オンラインの併用や使い分け、最近ではハイブリッドという同じ授業を教室とオンラインで同時に行うという考え方も出ている。いずれにしても、学習の多様化・個別化・効率化・費用対効果の向上を図り、より多くの学生にどれだけ満足に大学教育を提供できるかということが日本の大学のニューノーマルとなるのではないか。
- 大学の多様化、グローバル化、オンライン化に合わせた質保証システムの見直しが必要。具体的には、大学の二極化を踏まえリスクベースのアプローチ、国際通用性をもった質保証システムの見直し、ハイブリッド授業に対応した質保証システムの見直しが必要。
- 21世紀の大学が目指すべきものは、地球社会がどうあるべきなのかということを考える、文理を複眼的にとらえて考えるという、そのような大学を目指すべきではないか。
- グローバルな大学間の流動性というもののなかで質保証の仕組みをどのように考えていくのかという視点が重要である。非常に難しい問題ではあるが、ずっと先には地球社会における高等教育の質保証とはどのようなものかを遠くに見据えた上で議論を行うことが必要ではないか。
- 大学進学率が50%を超えており、いわゆるユニバーサル段階、大学の大衆化が進んでいること、昔のようなエリート段階から大学の役割が変化しているということも考える必要があるのではないか。
- 今後、18歳人口が更に減少していき、2040年には約88万人にまで減少することが予想されており、その時に大学の質がこれまでと同じように担保、保証されていくのかということが課題になるのではないか。
- 入学時のいわゆる偏差値による質保証から、卒業時の多面的な成果ということが求められていくべきではないか。
- 教える教員側の「教育の質」も重要であるが、学ぶ学生側の「学びの質」が保証されることを制度的にどう担保することができるのか、この質保証部会で検討することが必要。
- 教育の主体は大学であり学修の主体は学生であることから、学修の成果は学生によって異なる。「質保証システム」としては、「学修の質」を保証するための必要条件である「教育の質」を保証するべく、議論を進める必要がある。
- 「学修者本位」といったとき、学びたいことを学べるのが学修者本位なのか、力をしっかりとつけてあげることが学修者本位なのかは、しっかりと議論しなければならない。
- 大学も多様であるが、短期大学は地方に多く存在し、コミュニティ・カレッジとして地域の文化・教育を担っている。そういう点で、地域社会と大学という観点にも配慮していただきたい。
- 地域の大学・短大が魅力的な教育プログラムを提供することは重要であり、加えて自治体や地域の産業、NPO等との連携・協力を通じて実践的な学びを提供していくこ

と、地域で活躍できる人材を養成していくことが大学・短大の使命の一つである。そのような観点から、大学・短大の質保証、あるいは地域社会に対する情報公開に関して新しい方向性を見出す必要があるのではないか。

- 質保証の議論において、国際通用性というキーワードが多く出てくることは非常に重要であるが、全ての大学に当てはまるものではなく、大学の中には地域通用性を高めていくことが質保証の観点から必要という議論もあるのではないか。
- 高校卒の学生と社会人経験の学生など、様々な年代の学生と一緒に大学で学ぶというところにメリットもあるが、その中で、常に一緒にやった場合の進捗度や要求度などは重要な問題になり得る。リカレント教育をはじめ、多様化の中での質保証はこれからの質保証を考える上で重要な視点。
- 大学教育のユニバーサル化は地方大学や短期大学で進んでいる。学ぶ目的も年齢層も大学教育に至るまでの過程も様々であり、学生が多様化している。そのような中で学修者目線からは、リメディアル教育を強化し、入学した学生を高等教育の土俵に乗せて成長させていくということも考えなければならない時期に来ている。
- 非同時の通信制の教育の中でも双方向性が重要であるということは、学ぶ者と教える者が一緒にやり取りをしながら学んでいくというある種の共同体意識が重要であるという証左となる。オンライン授業が一般化した場合、学生が非常に多様となり、その際に何をもって共同性を担保するのが重要となる。
- 国内外含めて学生の流動性を拡大していくためにも、質保証をベースとした風通しのよさが必要。それぞれの組織の中で閉じてしまうと、サイロ化・蝸壺化していき、社会全体が地盤沈下してしまう。
- 今後、日本と海外の大学の間で行われているダブル・ディグリーやジョイントディグリーのような教育的連携が、日本の大学間でも行われることになる。そうした一組織を越えて提供される教育についての質保証についても検討することが必要。
- まずは、今のアフター・コロナの時代の中で何を大学として認めるか、設置基準について考えるべき。その上で、例えば、海外の大学と単位互換でも問題ないように、学位や分野ごとの水準を保証する仕組みを共通基盤として整えるべき。もしくは、国として難しいのであれば、大学間でそうした共通基盤を作る取組をエンカレッジしなければならない。
- 各大学が学位を出すことが一体どのような意味を持つのか、そこにどのような質保証を求めていくのかについて議論をすべき。例えば、留学をした際に取った単位が、自大学のDPと合致していれば学位をだすのかなどについてぜひ議論いただきたい。
- イギリスなどの大学の在り方と日本の大学の在り方は歴史が異なるし、形態も異なる。歴史的な背景や社会との関係も異なる中で、日本の制度に組み込んでいく上では、十分な検討が必要となる。例えば、外部の目を評価者の中に入れてとしても、ピアレビューとしての歴史を積み上げてきたこととの刷り合わせが必要となるだろう。

- 大学の自立性を担保しつつ、我が国の大学全体の教育の質を高めるためには、大学内・大学間のピアレビューの仕組みを強化し、活性化する必要がある。
- 「誰が」「誰を」「どうやって」質保証していくのかという原理原則に立ち返る必要がある。「誰を」については多様な学修者の成長と達成。一方「どうやって」は、学位プログラムの単位で見ていくことで学部あるいは大学や国の単位を越えた質保証の議論になってくる。「誰が」については、実質的に一人一人の学修者に焦点を絞った実行的な仕組みをどうやったら作れるのかについて考えていく必要がある。
- 大学が自ら定めたディプロマポリシーは社会に対するコミットメントである。教学マネジメントの観点から、大学自らが3つのポリシーに基づく質向上のプロセスに取り組めるような仕組みづくりを強化していくとともに社会にわかりやすく発信していくことで、日本の大学教育改革の目的、狙いを社会に浸透させていく必要がある。

## 2. 質保証の仕組み

### (1) 総論・バランス

- 学生のことを考えると、一切規制をかけずに、大学を作りたければ自由に作り、質が伴わない大学は誰からも選ばれずに淘汰されていくというようなことにはできない。そのために設置基準による事前チェックの仕組みがある。その上で、学びたい学びが確保できるかということを保証する仕組みとして、認証評価を含めた事後的なシステムがあり、それが質保証の基本的な仕組みとなっている。
- 何のために質保証の議論をしていくのかという前提が必要。個別の大学単位で質が担保されているかどうかという次元でなく、大学のシステム全体がどうすればクオリティを上げていくことができるのかという観点が必要。
- 日本の大学は国際的な環境下にも置かれている訳で、学生の流動性を確保するためにも、各大学の個別の質と日本の高等教育の質を確保していかなければならない。そのために設置基準をはじめ質保証システムがあるという認識が必要。
- 大学分科会が策定した「教学マネジメント指針」に挙げたようなことが、しっかりと行われる教育体制となるような設置基準、あるいは認証評価の基準について考えていくことが必要ではないか。
- 学生数や教員数、施設の面積・設備といった外形的な基準により大学教育の質保証を行うという考え方から、2040年に向けた高等教育のグランドデザイン答申にあるような、学生が何を身に付けたのか、何ができるようになったのかという学修成果による質保証へと変わっていくべきではないか。
- 現行の質保証システムが、グランドデザイン答申が提言する多様性や柔軟性に対応できているのかを検証することが必要である。多様だからと言って複数の基準を用いるのではなく、基準の中で大学の主体的な機能分化に応じられる一定の幅が確保されることが望ましい。
- 大学の機能分化に応じた質保証の在り方についても検討することが必要ではないか。
- 大学の質保証システムが自主的に機能するためには、時間の劣化を防止・回復することが最大の出発点であり、同一期間内に学生が履修する科目数を半分に減らすことが根本的に重要なことである。
- 事前規制から事後チェックという大きな移行をしてきた中で、設置基準の大綱化・準則化、届出制の導入など自由度を増す一方で、自己点検・評価、情報公表の義務化、認証評価制度の導入など、緩和と強化が並行して取り入れられてきた。これにより、社会の変化に柔軟に対応できる大学の多様化は進んできた。一方で、大学がどんどん増加し、中には非常に意識の低い大学も参入していると言わざるを得ない状況であり、当初、劣悪大学は自然淘汰されるという市場原理が考えられていたが、これが十分に機能していないのではないか。

- 設置認可、設置計画履行状況調査（アフターケア）、認証評価それぞれの段階で厳しい判断を行うことには限界があり、基本的には大学の自己責任で情報公表をもっと共通化、義務化していく方向が考えられるのではないかと。
- 質保証の議論において、がんばる大学の自由度を上げるべきという性善説と、低迷する大学に視点を置いてもっと厳しくすべき、厳しく規制すべきという性悪説の観点が混在しているのではないかと。多くの大学は自己改革を行っており、そのような大学を全て含めて、性悪説に立って規制強化していく流れにならないように留意すべきである。
- 日本の大学の将来を考えたときに、発展的で自由に、向上していく大学を支援する仕組みとともに、最低限の基準をギリギリで守れない大学をどう良くするのか、また、良くならないのであればどう撤退を促していく仕組みを考えるのか、そうした大学の性善説・性悪説の両面性を常に意識していくことが必要。
- 実効性のある質保証のシステムを構築するには、設置認可（事前チェック）を厳格化する、あるいは認証評価（事後チェック）で厳格に確認し、問題がある場合はいわゆる「退場」もありうる制度を構築することになり、どのようにバランスを取っていくかということが大変に重要である。
- 国が定めた最低基準を、設置認可時だけでなく、事後チェックのプロセスも通じて確認する仕組みづくりが必要。
- 設置基準や設置認可審査のプロセスは単なる必要条件であり、大学の構想や取組に対して最低限揃っているかを確認しているだけで、十分条件についてはどこかで保証されているわけではない。大学が質の高いレベルであるいは理想とするレベルで質が保証されているのかといった十分条件については、認証評価はその一部分しか見られておらず認証評価だけでは限界があり、各大学の内部質保証を含めたトータルで質保証の問題を考えていくことが必要ではないかと。
- 今後コロナの影響や、国際化・多様化への対応など、設置基準の緩和という方向になるだろうが、その際の大学の質の保証が問題になり、内部質保証として大学が自ら改善していき、それを認証評価でチェックすれば良いという方向になるかもしれない。しかしながら、認証評価は基準を各機関が定めて見ていくというものであり、認証評価に多くを求め過ぎると機能しなくなってしまう。大学自身が内部から保証する部分と外部から保証する部分のバランスをトータルシステムとして見なければならぬので非常に難しい議論になる。
- 大学設置基準等において教育組織の最低限の基準を定めるとともに、それぞれの教育単位（大学、学部、学科、コース等）が、自らが行う教育の目的、目的に沿った教育の質保証の考え方・方法を明確にし、それを実装し検証する仕組み（センター、委員会等）を作ることが必要である。また、仮に大学設置基準を変更する場合には、その変更の結果教育の質が低下することがないように、認証評価等によって確認する仕組みを整備する必要がある。

- 現行の設置基準はすでに定量的な基準は削除されており、これ以上に緩和する必要があるかは大いに疑問。一方、認証評価も受審負担が課題とされており、認証評価によって確認すべき点を重点化し、受審負担を軽減していくことが必要。これらを踏まえ、設置基準の改正は、認証評価と一体になって考える必要がある。
- 質保証システムの見直しに当たっては、システムができれば何か全ての質が保証されるものではなく、全てをこのシステムで見るべきと考える必要はないと考える。システムを硬直的に考えすぎると、流動性が低くなり、かえって個別の大学の負担が大きくなりすぎる。
- 制度化された仕組みが、教育に対する新たなニーズへの対応や教育手法の革新を阻害することがないようにしなければならない。
- 質保証を考える上で、大学の2極化という問題があり、リスクベースの質保証システムを取り入れていかなければならないと考えている。問題のある大学はしっかりと確認して、問題のない大学は認証評価を簡素化するというコンセプトが必要になるのではないか。例えば、通常は設置審査を厳しくして、あるいは初回の認証評価を厳しくするようなシステムを取り、内部質保証を重点的に確認し、できている大学の手続は簡素化するというような2極化の発想をどのように設置基準やシステムに組み込んでいくのか議論できればと考えている。
- 大学の質保証を考える上で、教育研究活動を担う教員の活動そのものが非常に重要であるが、質保証に関する教員側の負担感は増大しており、教員の活動がパンク状態になっていることが懸念される。
- 質保証の仕組みについて、それぞれの目的について再確認した上で、それに合わせた質保証システム、その方法というものを検討するべきである。
- 質保証システムを機能させるためには、設置認可審査にせよ、認証評価にせよ、何のためにこのような取組を行っているのか、その目的や意味づけについて大学関係者で共有し、一人ひとりが共通理解を図ることが必要ではないか。
- 大学の質保証というものは、それぞれの大学及び教職員の問題であるということが基本であると考えている。質保証の仕組みの目的や効果について、大学の中あるいは教職員の中で共通の意識を持つことが非常に重要である。
- 設置基準について一律の最低限の質を保証するためのものであるということは理解しているが、大学の機能分化も進んできており、一律の質保証システムというものが、それぞれの大学が目指す役割の質を保証できているのかという点が問題ではないか。
- 大学の質保証を考える場合、大学の多様性を認める限りは、各大学の学位の質ということになるのではないか。その質が社会に受け入れられているのか、学位の質が保証されているのかという観点についても議論することが必要である。例えば、オンライン授業でいろいろな大学で単位を取得し、現実的にどこの大学で学位を出してくれるのか、学位は単に知識の量に対して授与するものではなく、その大学の考えに基づき、学位の質が保証されているのではないだろうか。



- 社会の変化と大学の変化のスピード感に齟齬があることはどうしても否めない。その背景に設置基準を柱とする質保証システムがあり、アフターケアを含めると計画から6～7年くらいかけて完成することになる。大学が社会に臨機応変に対応していくことができる環境を整備することは重要であるが、一方で学生の学びを守るために最低限の質を保証することとのバランスの分岐点をどのように考えるのか悩ましい。
- 認証評価が大学の多様性や、内部質保証が行われるという前提に立つという観点からすると、設置認可のときに求められている「質」と認証評価で求められる「質」は意味合いが少し違ってくる可能性がある。
- 設置認可審査は行政的な手続きである一方、認証評価は自律的な評価の営み。それらが一貫して動くことが必要だが、国として関わるべき部分とそうではない部分があることには留意しておかなければならない。
- 国として、質保証システムで見ている枠組みを整理した上で、それ以上は国が細部に参与するのではない在り方が望ましい。

## (2) 設置基準

### (総論)

- 大学設置基準の見直しについて、長年にわたって用いられてきた基準を見直すには大きな理念が必要であり、現状を深く理解して未来を見据えるという、その基本的な考え方が整理されていく必要がある。大学分科会で策定された「教学マネジメント指針」は、教育機関としての大学が備えるべき機能、考え方、要素が整理されており、この指針の理念と精神を具現化する観点から、設置基準を見直し再構築することが望ましい。
- 今後、新型コロナウイルス感染症の感染状況が解消されていくと、あくまでリアルな対面授業を大切に、前提としていくことが必要。特に、学生の立場からは、教員と学生の比率の問題や、施設の基準等について、旧態依然の基準もあるかもしれないが、慎重に検討をする必要がある。
- オンライン教育の進展にともなって、空間依存からコンテンツなどへの依存へと転換が生じる。そこで重要になるのは時間のマネジメントであり、時間の組織化や時間の質保証が重要。
- 21世紀の大学像を見据えた質保証システムの構築が必要。対面とオンラインの接合によって、大学教育のイノベーションを推進するべき。そうした時代の大学像にふさわしい大学設置基準とはどのようなものになるか知恵を働かせる必要がある。
- オンライン教育を進めていったときに設置基準上、見直しが必要なポイントが幾つかあるのではないか。例えば、1単位45時間の学習であったり、施設設備の要件や学位につながる各授業の成績評価の在り方。
- 議論が多岐にわたる中、アクセントをつける必要がある。それは21世紀の大学像にふさ

わしい設置基準への制度改正。

- 学修者視点ということを重視すると、どこの大学のどのような科目を履修するのか、学生本位で自由に科目を履修できるような方向を目指していくべきではないか。最低限の質保証は必要だとしても、そうした学生の希望を阻害しない大学設置基準の在り方を考えるべき。
- 教育研究組織が縦割りであることが課題であり、若手研究者が指導教官とは異なる新たな研究領域を切り開くことができるよう、大学院では研究科・専攻に捉われずに研究ができる教育組織とするべき。

#### (施設等)

- 設置基準は古い部分が出てきていると考えており、どこが現代に合わないのかをしっかりと見通して議論していくことが必要である。例えば、ICTなど情報通信技術が進む中で、校地・校舎の考え方が昔の基準のままで良いのかといった議論が必要ではないか。
- 設置基準は、高等教育機関として必要となる基本的な質保証の仕組みであり、設置認可がなされた後も定期的にチェックを受けることが必要である。Society 5.0を見据えて、今後必要となる施設や設備を検討していくことになると思うが、基本となる施設・設備を担保する必要性というものを感じている。
- 施設については、例えば多様な学生に対する配慮など、配慮を必要とする学生に対する施設面での在り方についても設置基準上で考えることができないか。

#### (単位等)

- 非常に重要な問題として単位についても考える必要があるのではないか。単位には国際標準というものがあり、その国際標準の中で単位の在り方をどのように考えていくのか。
- オンライン授業の利点は、時間や空間を超えていつでも、どこでも、誰の授業でも、誰と一緒に、何度でも、またどの科目でも好きなように学習できるようになり、画一教育からの脱却することで、日本の多様化のチャンスであると考え。日本の学生が日本中の大学や世界中の大学で単位を好きなように取る時代に応じた設置基準について考えていくことも必要ではないか。
- リカレント教育の質保証の観点から、社会人がフルタイムの仕事を持ちながら大学・短大に通うことは、時間的にも制限が多く困難である。アメリカのコミュニティ・カレッジのように、単位制と修学年限に柔軟性を持たせることや、学位取得にあたって既修得単位の時間的有効性を担保するなどの対応が必要と考えられる。
- 1単位 45 時間の学修時間が果たして適切なのか。1科目当たりの学修の在り方を見直してみて、学生たちがしっかりと課題も授業もこなせるような形を考えるべきではないか。アメリカのコミュニティ・カレッジやアメリカの大学では、1科目3単位というところが多い。日本の大学でも科目当たりの単位数や履修する科目数を見直すことは今の時期に行っておくべき。

- 科目数を削減するべきという意見は多くの学長も同意するが、大学では教授会の議論もあり難しいところがある。できれば設置基準等で一定の方向性を示して欲しい。
- 例えばアメリカでは卒業要件が 120 単位であったり、ヨーロッパでも単位互換のための共通単位として ECTS が導入されている。こうした諸外国の基準を下回るようでは、日本の大学の質として保証できないので、国際的な観点を踏まえつつ、設置基準の見直しを進めることが重要。

#### (教育課程)

- 設置基準の改正により、学部を越えた教育プログラムでの学位認定が認められているが、その教育プログラムの 3 つのポリシーはどうなっているのか、学部を越えた学位のディプロマポリシーとは何なのかということ、設置基準上の様々な配慮を含めて考えた方がよいのではないかと。
- 教室等において対面で授業を行うことを想定している大学設置基準第 25 条第 1 項が、そもそも現状において、あるいは今後のコロナ以後においても果たして適切なものであるのかということについても議論することが必要ではないか。設置基準の中では場所の限定を受けない授業についての規定はきわめて限定的で、今日の普遍化したオンライン授業の在り方とはかけ離れたものになっている。面接授業の重要性は理解するが、ようやく進みつつあるオンライン授業が後退することがないように考えていくべきである。
- 授業を教室等で行うというところで、例えば地域にどんどん出ていき、地域がキャンパスという考え方で教育を行っている大学もあることを考えると、そういう観点でこの設置基準を考えることもできるのかもしれない。大学の授業の場所について、教室に限定されない多様な考え方も必要なのではないか。地域の施設等を活用するといったコミュニティ型の大学の在り方というものを考えてみてはどうか。
- 一旦学部等を設置すると、それを閉じて、新たな分野の学部を創ることは簡単ではないため、社会のニーズに対応し、多様で柔軟な教育プログラムを提供する上では、教育の質が保障されていることが前提であるが、設置基準の「自ら開設」の原則は見直しても良いのではないかと。
- 日本の高等教育に必要なことは「混合」であり、時間と空間を超えた協働的な学びが必要になる。そのためにも、学部・学科の設置等にあたっては、特色ある研究を基盤とした教育課程の開設、教員配置を実現できる設置基準とするべき。

#### (専任教員)

- 設置基準に教員の年齢構成への配慮については規定されているが、男女教員比については規定されていない。女性教員を増やしていこうという大学もある中で、女性教員の採用枠を増加していくというような方法を考えると、設置基準上に触れなくてもよいのかという問題意識を持っている。
- 専任教員の柔軟性とクロスアポイントメントが明確に打ち出されてもよいのではないかと。また、S T 比の重要性のみならずクラス規模割合も観点として考えられるのではないかと。

いか。設置審における教員審査において研究業績が大きなポイントになるがゆえに大学における教員評価も研究至上主義になっているのではないか。研究業績主義を見直して行くことも必要ではないか。

- 設置認可時の教員審査において研究業績に比重が置かれることは、多様な人材を登用する上で障壁となるのではないか。
- 学生と向き合い、就職・進路のアドバイスや学修相談も教員の仕事の基礎的なものであり、教員は研究者であると同時に教育者でもある。教員の基準を研究業績だけで見ることから脱却する必要がある。

### (3) 設置認可審査

- 大学の役割は、教育・研究・社会貢献であるが、設置認可審査において、研究の問題ということが教員審査以外では議論されていないことが課題であると考えている。学問体系の妥当性において、大学がどのように研究を捉えて学部なり研究科なりを設置しているのかを明確にしておくことが必要ではないか。
- 大学教育のオンライン化によるメリットとして、海外大学との教育連携がより一層推進されることが期待される。海外大学とのジョイントディグリーなどの設置認可についてはもう少し緩和し、実施しやすい制度にしてはどうか。
- 事前規制を緩和して事後チェックという流れは、確かに教育研究の多様化という面ではメリットがあったと思われる。しかしながら、18歳人口の減少の中で大学は増加しているが、大学の新陳代謝は起きていない。学生にとっても安定的な運営が不可欠であり、地域ニーズや将来的な見通しについては、事前規制の中で重点的に確認していく必要性があるのではないか。
- 先日の大学分科会において、経済団体が「大学設置認可やカリキュラム変更等のプロセスが煩雑、柔軟性に欠ける」という問題意識を示したうえで、これらの迅速化、簡略化を求める意見があったことは承知しており、新しい大学や学部、学問分野ができることは重要で、そこに時間がかかってはいけませんが、一律にプロセスを迅速化・簡素化しては、大学の質を保証することは到底できないと考える。

### (4) 内部質保証

- これまでも、各大学では大学IRをはじめ、自己点検・評価などでかなりのエネルギーを注いで取り組んでいる。今後、オンライン授業という形で日常的な場面での質保証、FDを通じた質向上につながることを期待される。
- 学修成果の質保証に関して、もう少し外部の視点を入れることができないかと考えている。オーストラリアでは、卒業論文相当のレポートを複数の大学間でチェックし合い、そのレベルを確認するという質保証の事例がある。日本においても、大学間あるいは社会との間で学生の学修成果を確認するような仕組みができないかと考えている。
- 日本の大学は多様であり、学士、修士、博士等の最低限の学位を授与するに足るレベルというものの設定は必要だが、学位以前の学修水準という点については、同じようなレ

ベルの大学同士で相互に確認し合うことで水準を高めていくことが必要ではないか。

- 内部質保証は3つのポリシーに基づき、学修成果を中心に据えた内部質保証ということになると考えている。大学執行部は理解しているかもしれないが、教員レベルでは、例えばルーブリックを作成せよといった指示に従い形式的に対応することにとどまっているのではないか。大学の中で内部質保証の目的は何なのか、認証評価のために行うものではなく、大学が自らの質の改善・向上のために行うものだという理解を浸透させることが重要である。そういう点で内部質保証を育てていくという考え方も大切である。
- 質とは何かということを含め、自分たちはどう教育の質を担保し、カリキュラムを組み立てているのかということを検証するシステムを持っているかが質保証のシステムを成立させている。一方で、それすらできていない大学をどうするのかという問題も生じる。
- 入学定員での管理というよりも卒業枠、出口評価をしっかりとすべき。4年間で、護送船団方式で卒業させていくのでは、学修の質がおざなりになってしまう。大事なことは学修成果を可視化し、授業レベルでの質保証を超え、各科目や科目群がディプロマポリシーに紐づけられること。各大学は内部質保証として、それがどのように評価されるのかを考えることが必要。
- 教育の質保証の中心となるのは、学修者の視点ないしは立場であり、学生がいかに成長していくのかを考えることが高等教育の基本であると考え。学修成果を評価・可視化することは難しいが、学生というものを大学の重要な構成員として捉えて、それが内部質保証の中に組み込んでいくことも重要ではないか。
- 自己評価をエビデンスベースで学生と教員が言語化することによって往還しながら行う取組は、大規模大学ではこれまで行われて来なかったと思うが、学部・学科単位で工夫するなど、流動性の高いこの時代にあってはぜひ多くの大学で行っていく必要がある。
- 収容定員や施設要件といった外形的な基準ではなく、学修者本位ということを考えて、学生が何を身に付けたか、何ができるようになったかという学修成果に基づく質保証が重要。そのためには、学生が質保証システムに参加する仕組みが必要。
- 3つのポリシーや内部質保証は現在、設置審や認証評価のためのものと思われがちだが、本来は学修者のためにあるものであり、質保証を実質化するためには、質保証の考え方・仕組みが大学の構成員全体で共有されていなければならない。とりわけ最大の構成員である学生が制度的に関与する仕組みを考えるべき。
- 教学マネジメント指針においてPDCAの階層性が示されているが、その多様性と柔軟性を考えた運用を行う際には、各階層のサイクルの周期の違い、サイクルの開始時期の違いによる非同期性を考慮する必要があると考える。例えば、教員レベルでは授業等を1年単位で実施・改善、学位プログラムレベルでは基本的に4年間で実施・改善するサイクルがあり、大学レベルでは認証評価が7年以内、国立大学の法人評価は6年といった周期がある。各階層の内部質保証と階層間および外部質保証の両者を組み合わせる機能させることが重要である。

- 今回の議論はグランドデザイン答申を受けたものであり、学修者本位と多様性の確保の2つが大きな柱。学修者本位については、教学マネジメントが確立され、それに沿った改善がなされているかどうか。一方で多様性を確保するためには、設置基準等の中で、多様性を確保できることが必要。
- 学修成果の可視化を中心とする教学マネジメントの確立と不断の教育改善の営みによる学修者本位の教育の実現が必要。学修成果の可視化を中心とする教学マネジメントの確立と不断の教育改善の営みによる学修者本位の教育の実現が必要。
- 大学教育の質とは、卒業までにどのような学生を育てていくか、どのような力を身につけることができる大学なのか、ということに帰着する。学生が時間外も学修し、その成果を次の授業で深められるような授業の在り方、カリキュラム設定が必要。
- 教員や学生の多様性を確保するためには、設置基準等の中で、多様性を担保できることが必要。学部・学科等の設置や見直しが柔軟かつスピーディにできるようにしないと、社会の動きや地方の人材ニーズに対応できない。国際通用性を目指す研究大学や、地域の中で役割を果たす大学など大学の機能は相当分化している。一律となる部分のハードルは下げていくべき。
- 多様ある大学を一律の基準で評価することは適切ではないのではないかと。必要最低限の基準を定め、それより先は各大学が目指す方向性に応じた評価を受けるといった形が望ましいのではないかと。
- 職業人を育てる大学や学術研究を推進する大学など、日本の大学は様々な役割を持っている。地域貢献を目指す大学と研究者を育てる大学とでは、重視する点異なる中で、システムの受け入れられ方も変わっていく。この辺りを今後の議論で考えていかなければならない。
- 内部質保証が有効に機能していると判断する場合について、認証評価機関連絡協議会等で話し合いが行われることが重要。
- 時代に合わせて大学設置基準を弾力化することは重要であるが、その際には、大学の内部質保証が益々重要になる。例えば、認証評価では教員組織を十分に確認できていない。設置基準を緩和して新しいことができるようになるとしても、大学が責任を持ってできていることを内部質保証することとセットで考えなければならない。
- 内部質保証の考え方については、認証評価機関でかなり差がある。自己点検評価の結果、問題点があれば改善していますというレベルの確認で済む機関もあれば、もっと厳しく、内部質保証に取り組むためのシステムを構築し成果を上げつつあることをエビデンスとして求めている機関もある。
- 認証評価で内部質保証について見なければいけないという共通性はあるが、内部質保証がどのようなものであって、どこをどのように見ればいいのかという共通認識がない。内部質保証とは何かという共通概念を作っていく必要。

- 日本の大学でも学生へのアンケート調査を各大学で行っているが、各大学がバラバラと行っているため、評価の際に参照することが難しい。全国学生調査を活用し、ある程度共通したものを採用することによって、評価者や入学してくる学生にとっても分かりやすいものになるのではないかと。
- グランドデザイン答申にも、大学教育の質保証と情報公表として、国が全国的な学生調査を実施し、一覧化した情報を提供することが示されている。全国学生調査をどのように質保証に利用していくのかという観点はこの部会の議論の中で外してはいけない。
- 学修者本位の観点からは、学修者の実態から評価されるべき。文部科学省と国立教育政策研究所で試行実施されている「全国学生調査」など、共通調査のデータを質保証システムに組み込むことは有用な手段ではないかと。

#### (5) 認証評価

- 大学が自ら質向上を図る観点から、大学側が自ら立ち上げた団体から始まったシステムであり、その後、認証評価として制度化されたものである。質保証の仕組みとしてアクレディテーションは国際通用性が非常に高く、認証評価の在り方について議論することが必要である。
- 認証評価に関しては、大学の改善・向上に資するという視点で考えていくことが重要である。
- 認証評価は、第3サイクルから内部質保証を重視する形に転換しており、今はそれをモニタリングするべきと考えている。ほとんどの大学が内部質保証のシステムを十分に機能しているとは言えず、内部質保証重視の認証評価を、実際にどのように進めていくのか、それによって大学の内部質保証にどのような効果を及ぼしているのかをモニタリングしていくことが必要である。
- 認証評価において内部質保証重視となったが、認証評価機関ごとに何ができてれば内部質保証ができていくのかということに関して、ある程度差があるのではないかと。認証評価機関が、内部質保証の考え方について、どの程度足並みを揃えることができるのかについても検討が必要ではないかと。
- 評価の水準という意味では、社会あるいは企業等の視線を取り入れ、第三者の目として、統一的に見るような仕掛けが必要ではないかと。
- 日本は諸外国の内部質保証と比べると、教育プログラムごとに水準までチェックしている状態にはなっておらず、内部質保証が緩いのではないかと。その点をどう工夫していくのかということも考えることが必要である。
- 現行の機関別認証評価では、限られた評価者で大学の全体的な取組について確認しているが、学位プログラム毎には評価ができていない。大学側で教員構成を含めた学位プログラム毎の適切性をきちんと説明するシステムが必要。

- 認証評価において、内部質保証を見るときに、図書館とかキャンパスとか、学生支援とか正課外活動とか、そういったものが大学内で有効に機能しているかを確認する体制があるかということを入内質保証の観点にも入っている。現状では共通の観点ができないが、今後認証評価機関や大学と一緒に議論を深めていくところだと考えている。
- 評価結果の内容として継続的な観点から大きく変わらない部分については、次回の評価を簡素化するなど、全体としてバランスを取りながら評価において重点を置く内容について考えてはどうか。
- 将来的には、例えば、内部質保証がしっかりとできている大学については、極めて簡素な認証評価にして、認証評価の手続き等の負担を減らす一方で、できていない大学については、しっかりと認証評価を行うというメリハリをつけることが考えられるのではないか。
- 問題のない大学の認証評価を軽減化していく流れそのものについては賛同するが、現行では7年サイクルで受審することになるが、7年の間に学長や執行部、教員が入れ替わっている可能性があり、その中で大学の資質が変化していくことも考えられる。特に大学は変化していく組織体であり、そういう意味での質保証という観点で見たときに、その変化を考慮しなければならないと考えている。
- 認証評価は非常に重要なものであるが、その実施に当たっては効率化、重点化ということも考えられる。
- 認証評価に関して、いかに評価の内容や方法を大学現場が行いやすように簡素化、あるいは重点化していくのかということも必要である。制度の枠組みを作ることで、大学現場にとって非常に大きな影響を与え、厳密に守りすぎていたり、形式的なことに労力がかかり、それが現場の疲弊感になっているのではないか。
- 認証評価の現場では、いわゆる適合グレーゾーンの大学というのにも出てくることから、そのような大学については、国において厳格に確認を行うことが必要ではないか。例えば、認証評価のアフターケアのような形で、国が指導していく仕組みが考えられないか。
- 大学の「自助」による自己点検評価によって内部質保証が機能することが理想であり、その際、「共助」としての認証評価が多くの大学にとって効果的な支援となる。しかし認証評価は強制力がないため、著しく質が低下した大学に対しては限界があり、そうした大学に対して強制力のある指導や命令を行う「公助」としての文部科学省の役割が重要であり、実効性のある事後チェックを実現するには「共助」と「公助」の役割分担を明確にする必要がある。
- 大学は非常に多大な労力をかけて自己点検・評価を実施し、認証評価を受けていると思われるが、一般社会から見ると、認証評価ということが何なのか全くわからないということになる。認証評価で何を保証しているのか、認証評価機関ごとに違いはあるにせよ、一般社会からも理解される分かりやすいものにしていくことが必要である。



- 質保証は誰のために行うのか。これは大学自身のためであり、学生、社会、教員のためである。認証評価に関しては、より公開性、それと社会的認知度の向上が求められていると考える。認証評価は設置基準に合致しているかどうか事後チェックするということは必要であるが、常に変化する国際的視点を組み入れることが不可欠ではないかと考えている。認証評価においても、評価者に例えば、外国人、学生なども入れたらいいのではないかと考えている。
- 認証評価機関では適合・不適合を認定することになるが、より分かりやすく、ホームページ等で認証評価に関する情報を発信してはどうか。例えば、認証評価の結果や適合・不適合の大学のリストが見られるのかも考えられないか。
- 各認証評価機関別の評価結果を、1年毎に国においても公表する仕組みを考えるべきではないか。特に、不適合の大学についてはこれから入学する学生や保護者にとっても分かるように公表する必要がある。
- 認証評価で不適合になった大学が、それを公表しておらず、大学ポートレートにも公表されていない。これは一般市民から見ると、消費者保護の観点から問題があるし、多大な労力をかけて取り組んでいる大学の観点からも、信頼度の低下につながってしまう。
- 認証評価結果の公表をする際には、様々なステークホルダーが理解できるような形にすることが必要であり、各大学の理念や目的に基づいた個性的な取り組みや、質向上に取り組む事例を、国や評価機関が積極的に発信していくことで、大学の質向上の取組を社会に対して伝えていくことができるのではないか。
- 国立大学の場合は、最低限の質については認証評価で見て、パフォーマンスの方は国立大学法人評価で見るなど、ある程度切り分けて考えなければ、受審する大学としては2つの評価で同じことを見られて負担が大きいということになってしまっている。
- 認証評価については、各機関で可能な限り統一的な基準が求められる。

## (6) 情報公表の促進

- 基本的には大学の情報公表について、内容の共通化、公表の義務化を行うべきであるが、大学ポートレートは国公立大学と私立大学で媒体が分かれており、現状のシステムでは機能しているとは言い難い。
- 情報公表に関して、大学によって対応にバラつきがあり、学生はもちろん、地域社会に対しても情報発信を一層充実させていく余地というか、必要性があるのではないか。
- 大学の外から見た場合に、大学の情報公開が進んでいないのではないかと、あるいは大学としては情報公開しているつもりであるが、非常に分かりづらいつか、他大学・他学部と比較検討することができないとか、そのようなことが指摘されている。
- 三つのポリシーが大学の外から見て分かりやすいものであるか、高校でもアドミッションポリシーを見るように指導されているが、そうした比較検討ができる環境にはなっていない。大学ポートレートも作られているが、まだまだ浸透しておらず、高校の現場で

はほとんど知られていないし、見られていないのが実態である。大学ポートレートについては情報の信頼性という観点からも大学任せにしておくのがよいかを含めて、その在り方を考えるべきである。

- 大学が社会になかなか理解されていないという点に関して、今後は、分かりやすく情報公表していくという、情報公表と質保証ということが求められてくるのではないか。例えば、大学、学部の特徴を分かりやすく、大学で言うと3つのポリシーに示して、ディプロマポリシーでどのような力が身に付くのかなどを伝えることが必要であるし、アドミッションポリシーで入学前の準備等についても伝えていく、しっかりと説明責任を果たしていくことが必要である。情報公表の質保証についても議論することが必要ではないか。
- 大学に関する情報を広く社会に提供することは重要であるが、グランドデザイン答申では情報を比較できるように一覧化するという内容も提言されており、大学現場にとっても良い影響を与える情報公表の在り方についても考えなければならない。
- 情報公表に関して、学修成果の可視化が重要視されている。その重要性は理解できるが、学修成果の評価というものが発展途上の段階であり、過度な形で学修成果、その効果のみが重視されることのないよう留意することが必要ではないか。
- 学修成果の可視化は非常に重要である一方、先端的な取組を行っている大学であっても試行錯誤中でもあるので、その公表に当たっては、形式や内容について慎重であるべき。質を保証する取組が大学の格付けとなる動きもあり、十分な議論、検討が必要。
- 大学の立場から見ると、質保証の確保に向けて多くの大学が頑張ってきていると考えている。これまでも大学は各種情報公表等を行ってきたが、未だ社会の理解を十分に得られていないという指摘もある。その要因として、大学界特有の用語が分かりにくいとか、教学マネジメントや質保証に関して大学がどのような取組を行っているのか、どのように解釈すればよいのかなど、社会の理解を広げる施策も必要ではないか。
- 質保証という観点から、質の低い大学をどうするのかという課題になるのは当然であるが、質の高い取組をしている大学も多くあり、そのような取組が横展開していけるような情報交流の場というものも考えられていく必要があるのではないか。
- 社会との連携の中で大学の質を保証するためには、オンラインも活用して大学を公開していくことが必要。
- 「質の保証」と「情報公表」とのあいだには、「質が保証されていることを公表する」のみならず、「情報が公表されることによって、大学間の競争が促され、ひいては質の保証、質の向上がもたらされる」という関係もある。「情報公表」から「質の保証」を考えることも必要。
- 公共性を有する大学の社会的役割という点からも、受験生への情報提供という観点からも、3ポリシーや内部質保証に関する情報は、積極的に公表すべき。

### 3. 定員管理の在り方

- 地方大学を見てみると、特色ある教育を行っているけれども必ずしも定員が充足していない大学もあるのが現実であり、教育の質と定員充足率は相関があるのかということを考えなければならない。認証評価では、定員充足していないだけで質の低い大学のように見られてしまうのではないか。
- 入学定員の問題は、大学全体で見た方がよいのか、学部・学科の組織単位で見ていくのか、学問の大きな流れ、あるいは社会のニーズに沿った形の定員管理の在り方を考えていくことが必要である。
- 大学間や学部間での流動性や、厳格な成績評価を進める上で、定員がハードルになっているという声も聞かれ、そのような課題を改善する方向も踏まえて定員の在り方を考えてはどうか。
- 学部中心的な縦割りの大学から、学部を越えた横断的な大学へと変化していこうとする中で、現在の学部中心の入学定員の管理から、学部を越えた大学全体を対象とした定員管理へと移行していく必要があるのではないか。
- 定員管理は、学部単位ではなく大学単位で行うべきではないかと考えている。定員管理は大学の経営戦略の一部でもあり、文理融合など学部を越えた多様な教育プログラムが増えている中で、大学全体で管理していくことの方がよいのではないか。
- 定員管理の考え方について、入学定員から収容定員へ、学部単位から大学単位へ、単年度単位から複数年度単位へという考え方は非常に重要。
- 設置基準を緩和するときには大事なことは、基準になくても大学自らがしっかりと対応していることを証明することが重要である。仮に定員管理が大学全体になった場合に、それぞれの教育プログラムで学生に対して教員の数が揃っているのかについて、認証評価で確認するにも限界があり、大学自らが最低限の質保証として担保し、それを公表・証明できることできなければ安易な方向に流れるのではないかと懸念している。
- 設置基準はいろいろな改正が行われきたが、考えられた当時とは大学の在り方、進学率も大きく異なっている。これからの時代の大学を考えた上で、新しい設置基準を考えていくことが必要である。例えば、教員と学生の比率（S T比）をどうするのか、1年次、3・4年次のどの段階で保証するのかについて考えることが必要である。
- 学生の在り方について、多様な学生を受け入れていこうとした際に、フルタイムで学ぶことができる社会人は限られており、短期集中で学ぶ学生を多く受け入れたとしても学生数にはカウントされない。そういった社会人や留学生を学生数に算入するという考え方もあるのではないか。
- 現行の画一的な入学定員の管理は、学生に対して多様なカリキュラムを提供するという方向性と整合しにくい。リカレント教育に対する柔軟性という観点からも、大学に出入り入ったりする、4年で卒業させないこともあり得るような柔軟な在り方が必要ではな

いか。

- 大規模大学では、社会人を受け入れようと思うと 18 歳の定員を押しやる必要があることで別枠が必要ということになる。一方、地方においてリカレントを推進しようと思うと、履修証明プログラムやBP、科目等履修生は学生数にカウントされないため、定員充足の観点から、社会人向けに力を入れるインセンティブが湧かず、18 歳に注力しようとなる。履修証明や科目履修で来ている人も一定数の単位を取っているのであれば学生数にカウントしますということであれば、地方の大学も頑張っリカレントのプログラムを開発できるのではないか。
- 社会人・留学生をはじめとする多様な学生を大学が受け入れるようにするためには、科目履修や交換留学生などの短期間の学修となる学生も「学生」としてカウントできるようにするとともに、そうした学生については、一定程度、定員を超過して在籍しても良いような仕組み考えるべき。
- 従来の大教室の授業が見直されて、遠隔授業と対面授業との効果的なハイブリッド授業になっていく可能性もあるが、学生との対面授業を確保して質を高めていくことが一層必要であり、一定の定員管理とか、S T比の維持・向上というものは考えていくべきではないか。
- 入学定員の超過については、ここ数年、大学の現場においても混乱が生じており、その運用については見直す必要があると考える。
- 23 区の定員規制については、内閣府が所管するものであるが、定員管理の在り方を考える上で、当該規制がどのような効果・影響を及ぼしているのかについても検証することが必要ではないか。

## 4. 授業関係

### (オンライン教育)

- コロナの影響により、日本の大学においても否応なしにオンライン授業が進んでいるが、まだまだ未熟な部分が多く、オンライン授業の質保証について考えていくことが重要である。
- オンライン教育を活用することで、遠隔授業と対面授業のハイブリッド型教育により、全体として大学教育システムの質を高め、さらに教育の質を保証するという好循環が期待される。
- オンライン授業と対面授業は二者択一ではなく、それを組み合わせた形で新しい時代にふさわしい大学の在り方というものを追求していくべき。
- オンライン授業が大学の質保証の中心的な役割を果たすものになるのではないか。授業の見える化により、反転学習の充実、受験生などへの発信が可能となるほか、教員相互にそれぞれの授業を見ることができるようになり、教員相互の連携強化、FD活動の一環にもなるのではないか。
- 設置基準上、60単位までを遠隔授業で認められているが、今後のオンライン教育の進展を見据えると、遠隔授業の定義を含めて、設置基準上の限定について、どのように考えていくのか検討が必要である。
- オンライン教育に変わることで、学修成果の水準が低下していないか、学生の満足度が低下していないかという点や、学生に対して遠隔授業と対面授業の割合を事前に示すことの重要性については、質保証の観点からも検討が必要ではないか。
- オンライン教育の推進に異論はないが、非常に難しい問題として、大人数のオンデマンド型のオンライン教育の成績評価に代表される授業の質保証をどう捉えていくのかという課題があると考える。
- オンライン教育の進展に当たっては、学修時間の確保や施設設備、成績評価の在り方などについてしっかりと検討をする必要がある。
- 大人数のオンデマンド型の配信型、つまり非同期の大人数型の授業の場合の質保証には問題があり、特に、1人の教員が何百人という大人数を受け持って、1人でオンデマンド授業を配信するような場合の質保証には疑念を持っている。この方式を推進していくのであれば、必ずチーム・ティーチングを行うとか、TAを配置するとか、教育プログラム全体での組織化ということが担保されるべきである。
- オンデマンド型を含むオンライン教育の質保証のフレームは必要になってくると考える。一方で、既にオンデマンド型の授業に先進的に取り組んでいる大学の事例を参考にすることもできるのではないか。オンデマンド型のオンライン授業は学生が繰り返し確認することで学習の成熟度が高まるという効果も期待でき、面接授業よりも劣っているとは言えないのではないか。

- 大人数のオンデマンド型授業への不安があることは理解するが、オンデマンド型の授業を配信することで、他の教員がその授業を見ることが可能となり、第三者による授業内容のチェックや実践的なFDとなって、むしろ授業の質保証が前進するのではないかと考えている。
- オンライン授業が大学の質保証の基盤となるものであると考えている。オンライン授業において明らかになった質保証の観点を面接授業でもどう生かしていくのかという問題も出てくるのではないかと。オンライン授業がより進んでいくことができるような設置基準の改善に進んでいくことが期待される。
- 学生は受ける授業内容、教員の教授方法、適切な成績評価が行われているかという観点から授業に対する満足度、学習成果の達成度について評価しており、授業形式が対面かオンデマンドか、オンラインかという話にはならない。
- オンライン教育は非常に有効に機能すると考えるが、大学間の学事歴や時間割がバラバラであると双方向型の授業を行うことはできない。この時間のマネジメントが重要であり、国際標準化していくにしても、この時間の問題を新しい教育の仕組みの中でどのように考えていくのか。
- 多くの短期大学でもオンライン授業が展開されており、現在は模索しながら進めているところであるが、ポストコロナ・ウィズコロナを見据えて、オンライン授業を評価するフレームワーク（枠組み）を構築することが必要である。
- オンライン授業を行うに当たり、国立情報学研究所が発信しているシンポジウムや専門家のセミナーなどを参考にすることが効果的であった。大学や学部の枠を越えて、学术界全体でオンライン授業の質を担保するといった試みが発展していくことも期待したい。
- 社会人、子育て中の方、体の不自由な方などにとっても、オンライン教育による可能性は大きいと考えている。それに伴い、修業年限の柔軟化とか、技術だけではなく制度の改革というものを検討する必要があるのではないかと。
- オンライン教育に関連して、通信制大学は、それなりに歴史があり、現在も複数の大学・学部で学生を受け入れているわけだが、通信制大学の教育の質の保証というものが、現状でどのようになっているのか。
- オンライン留学は今後増えていくと考えられる。海外の大学もオンライン留学を認める方向にある。設置基準などで、どうこれを認めていくか議論すべき。
- オンライン授業の質保証についても国際標準で考えなければならない。一番ボトムとなる単位やシラバスについても国際通用性という観点で見なければならない。
- オンライン授業の進展を踏まえ、自分が入学した大学以外の個別の授業科目であっても自分が必要とするレベルの授業を受けて単位を取ることができれば非常に良い。その際、いろんな大学のレベル感を測ることができる尺度があれば学生にとって利便性が上がる

のではないか。

**(授業内容・方法等)**

- 文理を複眼的にとらえていく際に重要なことは、メジャー・マイナーとか、ダブルメジャーとか、大学教育の中で複線的な学びの仕組みを可能にしていくというビジョンも必要になるのではないか。
- 教育の質保証を行うためには、細切れの授業科目を多く薄く学ぶという体制から、深く学ぶという体制に大学教育を変えていくことが最も重要なことである。
- 教育の質保証を担保するためには教員の意識を変えていくことが必要になってくる。オンライン授業が進む中では、TAの関与、教員間のチーム・ティーチングといったことも重要になってきている。例えば、TAなどを活用することで、学生の多様化へも対応が可能であるし、大人数の授業においても細やかな対応が可能となり、通常の対面授業の中にも反映させていくべきものである。
- 大学全入時代に大学を一つで語ることは難しいが、ユニバーサル化した大学の分野を問わず、様々な学生が共通して、何故か、何のためかという考える力を養うことが重要であり、大学においてクリティカルシンキングに関する教育が必要不可欠であると考えている。国が大学の教育内容に介入することは疑問であるが、このようなクリティカルシンキングの教育を必修化するというようなガイドラインや一定の指針がないと大学全体の改革にはつながらないのではないかと考えている。
- これからは、どこの大学に入学したとか卒業したとかは重要ではなくなり、何を学習し、何を学んだのかが重要になってくる。学生たちに WHY を考える教育として、Critical Thinking Course というもののモデル化を提案したい。オンライン化によって、面接授業と遠隔授業の組み合わせにより実現可能性が高まると考えている。
- 授業の実施場所について、例えば、社会人を対象としたリカレント教育などについては、企業の研修施設などを活用するなど、今以上に柔軟な発想で、いろいろな場所で行えるようになる方がよいのではないか。
- 既存の学位とは別に、即応性や費用対効果がより高い教育プログラムの柔軟性や拡張性を高めるといった方向性は考えられるが、どのように質保証を担保するかということが重要なテーマである。また、社会人を含む多様な人材を育成するためには、ICT を活用した新しい教育方法をどのように戦略的に導入するかは喫緊かつ重要な課題となるのではないか。
- 求められているのは授業の質を向上させる方策としてのデジタルの活用であり、大幅な移行ではない。デジタル技術を活用した望ましい授業の在り方について、対面授業の重要性和合わせて研究を進めていくことが必要。

## 5. その他

- 「教学マネジメント指針」は、グランドデザイン答申にも掲げられた学修者本位の教育への転換を実現するという大きな目標を果たすために必要な考え方、理念を盛り込んでおり、今後、各大学において具体的に取り組まれることを期待したい。
- 学位の質をどう考えるか。学位の名称、分野という考え方は質保証とも関係しているが、現状、学位の名称が多すぎるのは問題ではないか。学位の国際通用性の観点からも、その在り方について考えることが必要である。
- 学位に付記される名称、専門分野は、次々と新しい名称が生み出されて増えてきているが、告示に定められている19種類の「学位の分野」に分類できるのではないか。実は世の中には知られておらず、大学関係者さえも十分認識していない場合も見られるが、学位の名称を整理する基準として学位の分野を活用することで、学位に関連する学位の分野を明示することが望まれる。
- 大学において国際化を重視いただき、国際標準の教育をしっかりと行っていただきたい。そういう意味では、国際的な基準でもって教育が行われるという意識が必要であり、大学の評価においても国際的な評価を取り入れていくことが考えられる。
- 国際通用性のある質保証を考える際には、学位の種類や分野のレベルという側面と、各大学が独自の観点で質向上するといったレベルの側面があるのではないか。前者については日本では議論が進んでいないのが現状であり、議論を行うことも考えられるのではないか。
- 大学の質保証、評価についての業務を遂行できる人材を育成することも必要になってくるのではないか。
- 大学の質保証を担う職員について、大学設置基準上には職員を置かなければならないという規定はあるが、大学職員についての明確な言及はほとんどない。教員については厳しく審査をしているが、職員についての観点はほとんどないのが現状である。しかしながら、職員も多様であり、実験等に深く関わる技術職員もいれば、IRみたいな戦略を担う職員もいる。また、学生数に対する職員数の基準もあるわけではないが、学生の教育に関わる職員もいるし、学生支援に関わる職員もおり、設置基準に規定するかは別にして、職員の位置付けというものをどういう形で組み込むかということも考えていく必要がある。
- 質保証を厳格化していくうえで、大学が撤退するプロセスや考え方などについては未整備であり、設置基準などに盛り込むことも必要ではないか。
- オンライン教育が進んでいく中で、大学の質保証を考えると、大学の正課外の部分、大学の文化であるとか、学生との交流であるとか、存在意義とかも必要な部分であり、それが学生にとって教育的に、成長するためにどのような意味を持っているのかを整理することも大事である。



- 課外活動というものは、直接的に設置基準上で扱われていないものであるが、ボランティアやインターンシップといった授業外の活動と、いわゆる授業との境界が変わりつつある中で、課外活動の在り方を考えていくことも必要ではないか。
- 英国では学生調査が徹底的に行われている。個人情報の管理という観点から、各大学や各企業・団体で行うことも難しい。国が責任をもって全学生に対するフォローアップ調査を20～30年とかけて行っていただきたい。
- ヨーロッパにおける大学は職能団体として成立しているが、日本の場合は個々の大学に閉じている。学会は研究者の集合体であり、職能としての教育者の連合性を作っていくようなシステムを見据えていく必要があるかもしれない。